

諮問庁：独立行政法人日本学生支援機構

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（独情）諮問第25号）

答申日：平成29年8月3日（平成29年度（独情）答申第18号）

事件名：法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金ごとの延滞率が分かる
文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金ごとの延滞率が分かる文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月22日付け学支総計第218号により独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すとの決定を求める。

イ 異議申立ての理由

奨学金延滞率の大学別データが存在しており、平成28年夏頃以降の公表が予定されている（別添資料）ことからすれば、本件対象文書も存在すると言える。

ウ 別添資料（省略）

（2）意見書

諮問庁の理由説明書に対し、追加の意見はありませんから、その旨を上申します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件対象文書の開示請求に対し、不存在を理由に不開示決定処分を行ったことを不服として異議申立てがあったものである。

異議申立人は、「奨学金延滞率の大学別データが存在しており、平成28年夏頃以降の公表が予定されていることからすれば、本件対象文書も存在すると言える。」と述べ、原処分の取消しを求めている。

2 原処分の理由について

日本学生支援機構の奨学金の延滞率については、学校別データを作成し、当該校に毎年度情報提供しているが、「異議申立ての理由」に記載の「大学別データ」に関しては、法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金別のデータは存在しない。

なお、平成28年度に公表を予定している情報についても、同様の整理としている。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年7月10日 審議
- ⑤ 同年8月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書は存在しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 日本学生支援機構の奨学金事業は、国の重要な教育事業の一環として、経済的理由で修学が困難な優れた学生に対し、学資の貸与及び給付を行う事業である。

当該奨学金事業には、貸与型と給付型があり、貸与型奨学金については、無利息となる第一種奨学金と利息が付く第二種奨学金がある。

なお、種別ごとに推薦基準が定められており、第一種奨学金に比べて、第二種奨学金の基準は緩やかになっている。

イ 毎年度、各学校に対し、奨学金の返還延滞の防止についての協力依頼文書と併せて当該校の奨学金の延滞者数の割合（延滞率）のデータを提供しており、延滞率が全学校の平均より高い学校に対しては、延滞率の改善について特段の協力を求めている。

大学に対しては、学部レベル（当該大学の学部全体）及び大学院レベル（当該大学の大学院全体）別の第一種奨学金及び第二種奨学金別のデータと、学部単位（法学部など個々の学部単位）及び研究科単位（法学研究科など個々の研究科単位）の第一種奨学金及び第二種奨学金別のデータをあらかじめ作成し、提供している。

一方、学部単位及び研究科単位で第一種奨学金及び第二種奨学金別データの提供を希望する学校に対しては、個別に当該データを作成した上で提供を行っており、あらかじめ当該データを作成しているものではない。

ウ 異議申立人は、法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金ごとの延滞率が分かる文書（本件対象文書）の開示を求めているところ、法科大学院は、独立した研究科として設置されている大学と研究科の中の一つの専攻として設置されている大学があるので、希望を受けて個別に作成するデータにさえも法科大学院とそれ以外に区別されていない。

したがって、法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金別の延滞率のデータは作成しておらず、保有していない。

エ 異議申立人は、大学別の延滞率が公表されている旨指摘するところ、平成27年度の学校ごとの延滞率の情報は、平成29年4月に日本学生支援機構ホームページにて公開しており、具体的には、学校ごとの学生数、貸与者数、延滞1日以上者の割合及び延滞3月以上の者の割合等の情報を公開しているのであって、異議申立人が望む法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金別の延滞率のデータを公表しているものではない。

(2) 当審査会において、諮問庁から各学校に対する奨学金の返還延滞の防止についての協力依頼文書の提示を受けて、その内容を確認したところ、当該依頼文書に添付されている延滞率データの内容は、上記諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

したがって、法科大学院別の第一種奨学金及び第二種奨学金別の延滞率のデータは作成していないとする、上記(1)の諮問庁の説明は是認できることから、日本学生支援機構において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、日本学生支援機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司